

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 3-7 (2)	第 2 編 3-7 (2)	食品・添加物等の規格基準が改正されたことに伴い、酒類の原料として取り扱わない物品に硫酸亜鉛を加えた。
46-1-4 (2)	46-1-4 (2)	酒類販売業者の記帳義務における記帳の取扱いを見直し、一括記帳の認められる酒類棚卸時期を緩和した。